

受託研究および受託料について

1. 受託研究の定義

受託研究は民間企業等からの要請により福岡県工業技術センター(以下、センター)が委託を受けて実施する研究です。センターの各研究職員は職務として当該研究を行います。

2. 受託料について

(1) 企業等からの委託による受託研究および受託試験

委託者が負担する受託料は、研究実施に係る以下の費用から積算します。

費目	内容
旅費	委託者訪問、技術調査にかかる出張費等
消耗品費	材料費、各種消耗品費
試験機器利用費	試験機器等の減価償却費、光熱水費、機器消耗器材費
試験分析費	規格試験相当作業に係る費用
その他	その他必要な経費

※ 受託料は契約後、県が指定する手続きにより定められた期間内に納付頂きます。

【受託料の用途】

受託料は受託研究の目的を遂行するために必要とされる用途へ支出します。

消耗品や旅費のほか、機器の維持整備等に要する費用、技術習得ならびに技術情報収集、学会発表および討論(※)などに要する費用を含みます。

(※秘密保持に係る内容は委託者の承諾を得たものに限りします。)

(2) 競争的資金を原資とする受託研究の場合

受託料の積算および取り扱いは当該競争的資金の配分機関の定めに従うこととします。また、当該競争的資金の制度上、間接経費の導入が可能なものは、制度に従い算出される間接経費を別途受領できるものとします。

3. 契約の一般条項

受託研究から発明・創作された知的財産権の費用負担に関する取扱いは、別紙「企業との受託および共同研究による発明等の取扱いに関する方針」をご確認ください。